

原発事故時、埼玉県等に居住していた申立人兄弟らが、避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、平成29年8月に死亡した弟の避難先の家賃（死亡後3か月間）や畳の張替費用を負担したことについて、避難前住居の状況等を考慮し、その全額が賠償された事例。

1382

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目および期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- 1 賃料等（福島県営〇団地〇号棟〇号室） 金6万5700円
期間 平成29年9月1日から平成29年11月30日
- 2 畳替え費用（福島県営〇団地〇号棟〇号室）金3万2400円
平成29年11月24日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金9万8100円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年5月9日

（仲介委員 鈴江辰男）